

指定介護老人福祉施設（特養） 実地検査における 基準条例 指導事項 チェックポイント （運営管理）

令和6年度
東京都福祉局指導監査部指導第一課
施設サービス検査担当

○ 目次

＜実地検査における基準条例、指導事項及びチェックポイント＞

① 人員基準を満たした従業者の配置

○看護・介護職員の人員基準

- ・夜勤体制
- ・新規開所施設
- ・ユニット型施設

○主な従業者の人員基準

② 建物設備等の適正な管理

③ 適正な勤務表の作成

○ 目次

④ 事故発生の防止（加算・減算含む）

- ・安全対策体制加算
- ・安全管理体制未実施減算

⑤ 令和6年4月から施行された主な基準条例

⑥ 介護報酬

○加算（指導事項、注意点、根拠、チェックポイント）

○令和6年度 新規加算

○減算

- ・人員基準欠如減算
- ・身体拘束廃止未実施減算
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算

① 人員基準を満たした職員配置

<看護・介護職員の人員基準>

- ・「前年度の平均値」を用いて、看護及び介護職員の**常勤換算**の配置が、**3:1以上**の人員基準を満たすこと。
- ・看護職員のうち、**一人以上は常勤者**。

※「**前年度平均値**」とは: 当該年度の前年度(4月1日から3月31日まで)の
入所者延数を前年度の日数で除した数。(小数点第2位切り上げ)

<**夜勤体制**の人員基準> 特養入居者数 + 併設短期入所入居者数が、

○ 26 以上 60 以下は、2 以上

○ 61 以上 80 以下は、3 以上

○ 81 以上 100 以下は、4 以上

○ 101 以上は、4 に、100 を超えて 25 又はその端数を増すごとに
1 を加えて得た数以上 (※平成12年2月10日厚告第29号)

① 人員基準を満たした職員配置

＜新規開所施設の看護・介護職員の人員基準＞

- ・ 新規開所又は増床の時点から、**6カ月未満の間**の看護・介護職員の人員基準：入所定員の90%を「前年度の平均値」（推定数）とする。
- ・ 入所定員の90%に対して、看護及び介護職員の常勤換算の配置が、3:1以上の人員基準を満たすこと。

＜ユニット型施設のみ 看護・介護職員の人員基準＞

- ・ 昼間：1ユニットごとに**常時1人以上**の看護・介護職員の配置
- ・ 夜間及び深夜：**2ユニットごとに1人以上**の看護・介護を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置
- ・ ユニット型施設において、**ユニットごとに常勤のユニットリーダー**を配置

① 人員基準を満たした職員配置

＜主な従業者の人員基準＞

- 生活相談員：100又はその端数を増すごとに1人以上（原則常勤）
- 看護職員：30以下：常勤換算で1以上
30超50以下：常勤換算で2以上
50超130以下：常勤換算で3以上
130超：3+（50又はその端数を増すごとに）1以上
- 栄養士又は管理栄養士：1人以上
- 機能訓練指導員：1人以上
- 介護支援専門員：1人以上
- 管理者 1人 ＜施設長：1人（常勤・専従、兼務可）＞

※施設長要件：社会福祉事業に二年以上従事した者、施設長研修修了者等（都特養条例第五条第1項）

① 人員基準を満たした職員配置

＜機能訓練職員の配置の基準＞

都指定条例 (東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例)	都指定条例施行規則 (東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則)
(従業者の配置の基準) 第四条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を東京都規則で定める基準により置かなければならない。(以下略) 1 医師 2 生活相談員 3 介護職員又は看護師若しくは準看護師(以下「看護職員」という。) 4 栄養士又は管理栄養士 5 <u>機能訓練指導員</u> 6 介護支援専門員	(従業者の配置の基準) 第三条 条例第四条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 1から3(略) 4 栄養士又は管理栄養士 一人以上 5 <u>機能訓練指導員 一人以上</u> 6 介護支援専門員 一人以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人を標準とする。)

① 人員基準を満たした職員配置

都指定条例施行要領

(東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領)

第2 人員に関する基準(条例第4条、規則第3条)

3 機能訓練指導員

規則第3条第7項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは

- ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士
- ・看護職員 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。

ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。

【チェックポイント】

- 理学療法士、その他必要な資格を有しているか？(資格証)
- はり師又はきゅう師の場合、勤務経験の期間を満たしているか？(前歴証明書)

① 人員基準を満たした職員配置

都指定条例	都指定条例施行規則
(勤務体制の確保等) 第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、<u>継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める配置を行わなければならない。</u>	(勤務体制の確保等) 第十条 条例第四十六条第二項に規定する規則で定める配置は、次に掲げるとおりとする。 一 昼間は、各ユニットに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜は、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 三 <u>各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</u>

【チェックポイント】

- ユニットリーダーは常勤か？ (雇用契約書、勤務実績表)
- 必要な資格等を有しているか？ (資格証、研修受講修了証)
- 各ユニットにユニットリーダーを1名以上配置しているか？ (勤務表、辞令)
- 勤務表の従業者は、実際に勤務しているか？ (出勤簿、雇用契約書、賃金台帳)

② 建物設備等の適正な管理

【指導事項例】 【チェックポイント】(ラウンド時に確認)

- 居室、静養室にブザー又はこれに代わる設備が設置されていなかった。(□ 設備はあるが、複数でブザー未設置。)
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていなかった。(□ 消火器の使用期限切れ。 □ 必要な箇所に未配置。)
- 施設の構造概要及び平面図、並びに施設及び設備に変更があったにもかかわらず、変更届出書を提出していなかった。
(□ 届出されないまま介護材料室を更衣室として使用。
□ トイレを汚物処理室として使用。)

② 建物設備等の適正な管理

都指定条例	指定条例施行規則
(設備) 第五条(抜粋) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 居室 二 静養室 十 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 三 <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u>	(設備の基準) 第四条(抜粋) 3 条例第五条第四項第二項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

【チェックポイント】

- ❑ 届け出の平面図・設備等の変更箇所はあるか？ (ラウンド時に確認)
- ❑ 消火・防災設備等が整備されているか？ (ラウンド時に確認)
- ❑ 設備等の変更にかかる届け出が提出されているか？ (変更届出書)

② 建物設備等の適正な管理

介護保険法	介護保険法施行規則
(変更の届出) 第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、<u>十日以内に</u>、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等) 第一三四条 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を所管する都道府県知事に提出しなければならない。 (抜粋) <u>七 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)</u>並びに設備の概要 (指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等) 第一三五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、<u>第百三十四条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第七号、第九号、第十号、第十三号及び第十五号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</u>

③ 適正な勤務表等の作成

【基準条例等】

指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。

【指導事項例】

- 一体として運営していない併設する通所介護事業所と、一体の勤務表を作成しており、当該施設及び通所介護事業所の勤務体制が明確になっていない。
- 勤務表に、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別・兼務等が明記されていない。
- 勤務実績表が作成されていない（勤務の実績が確認できない）。

③ 適正な勤務表等の作成

都指定条例	都指定条例施行要領
(勤務体制の確保等) 第十条第1項 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業員の勤務体制を定めなければならない。 (記録の整備) 第四十一条第1項 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。	(勤務体制の確保等) 第4の6 (1) 条例第10条第1項は、<u>指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</u>

【チェックポイント】

- ❑ 月ごとに勤務表及び出勤簿が作成・整備・保管されているか？ (勤務表、出勤簿)
- ❑ 兼務、常勤・非常勤の別が明確にされているか？ (勤務表、出勤簿、辞令、雇用契約書)

④ 事故発生防止

【指導事項例】

- 事故が生じた際にはその原因を解明し、**再発を防ぐための対策**を講じなければならないが、**事故防止検討委員会**において、報告された介護事故を集計し、分析をしていない。（発生時の状況等の分析、発生原因、結果等のとりまとめ、防止策の検討等。）
- 従業者に対し、事故の発生及び再発を防止するための**研修**
定期的（年2回以上 及び採用時）に実施していない。
- 事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないが、骨折事故、誤薬事故等について、**当該区市町村**及び**家族に報告**していない。

④ 事故発生の防止

都指定条例	都指定条例施行規則
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第三十八条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 【チェックポイント】 □ 事故が発生した際に、速やかに区市町村入所者の家族等に連絡しているか？ <u>(事故報告書、サービス提供記録)</u>	(事故発生の防止及び発生時の対応) 第八条 条例第三十八条第一項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、従業者に十分周知することができる体制を整備すること。 三 事故発生の防止に係る対策を検討するための事故防止対策委員会その他の委員会を定期的に開催すること。 四 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

④ 事故発生防止

都指定条例施行要領

第4の31 事故発生防止及び発生時の対応

(1) 事故発生防止のための指針

指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとなれば介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故等の発生防止の推進のために必要な基本方針

【チェックポイント】

- ❑ 事故発生防止のための指針が整備されているか？（指針・委員会議事録）
- ❑ 指針に、①から⑦までの項目が盛り込まれているか？（指針）

④ 事故発生の防止

都指定条例施行要領

第4の31 事故発生の防止及び発生時の対応

(3) 事故防止検討委員会

指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止に係る対策を検討するための委員会」（以下、「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

【チェックポイント】

- ❑ 事故防止検討委員会が、定期的に行われているか？（議事録、年間予定表）
- ❑ 委員会の構成メンバーは、幅広い職種により構成されているか？（議事録）

④ 事故発生の防止

都指定条例施行要領

第4の31 事故発生の防止及び発生時の対応

(4) 事故発生防止のための従業者に対する**研修**

介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

【チェックポイント】

- ❑ 研修は、年2回以上開催され、介護職員その他の従業者が受講しているか？
- ❑ 新規採用時に、事故発生の防止の研修が実施されているか？
- ❑ 研修を実施したことが記録されているか？ (研修実施記録)

④ 事故発生の防止

都指定条例施行要領

第4の31 事故発生の防止及び発生時の対応

(5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための**担当者**

指定介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制として、※(1)から※(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くが必要である。
当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者との同一の従業員が務めることが望ましい。

※(1)事故発生の防止のための指針を整備

※(2)事故の報告及びその分析を通じた改善策の従業員に対する周知徹底

※(3)事故発生の防止のための委員会(事故防止検討委員会)の開催

※(4)事故発生の防止のための従業員に対する研修の実施

(5)上記※(1)から※(4)を実施するための**担当者**を置く

【チェックポイント】

- ❑ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための**担当者**が置かれているか？
- ❑ 担当者が明記されているか？ (指針・マニュアル等、辞令、業務分担表、議事録)

④ 事故発生の防止(加算・減算)

- (1)事故発生の防止のための指針を整備
- (2)事故の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底
- (3)事故発生の防止のための委員会(事故防止検討委員会)の開催
- (4)事故発生の防止のための従業者に対する研修の実施
- (5)上記※(1)から※(4)を実施するための担当者を置く

安全対策体制加算

<加算算定の要件>

- ①上記(1)から(5)の体制を備えていること。
- ②当該担当者が、**安全対策に係る外部の研修**(※注)を受けていること。
- ③**入所初日に限り**、所定単位数(**20単位**)を算定する。

(※注):「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Voi.2)(令和3年3月23日)39」を参照

安全管理体制未実施減算

<減算の要件> 上記(1)から(5)までの項目を**満たしていない**場合 ⇒ **減算**

- 減算対象:**入所者全員**
- 減算割合:**5単位/日**を所定単位数から減算
- 減算期間:**翌月から解消された月までの間**

⑤ 令和6年4月から施行された主な東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

1 高齢者虐待防止措置

- ① 虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ④ 上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤ 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。

2 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知すること。
- ③ 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。
- ④ 定期的に、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

3 認知症に係る基礎的な研修の受講

全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等を除く）に対し、**認知症介護に係る基礎的な研修**を受講させること。

4 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

施設において介護職員その他の従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**訓練**を**定期的**に実施すること。

5 栄養管理

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

6 口腔衛生の管理

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

⑥ 介護報酬

【指導事項例】

- 看護体制加算(Ⅰ)について、看護師を常勤で配置していないにもかかわらず、算定していた。
- 経口維持加算(Ⅰ)について、食事の観察及び会議等を月1回以上開催しておらず、また、入所者又は家族に対し経口維持計画の同意が得られた日の属する月より以前から算定していた。
- 療養食加算について、心臓疾患の減塩食を塩分総量6.0g未満で提供していないにもかかわらず、算定していた。

⑥ 介護報酬

<介護報酬(加算)算定時の注意点>

- 1 届出をしている加算を算定しているか？
- 2 加算の算定要件を満たしているか？ 要件全てを確認してください。
- 3 加算算定の根拠資料を作成し、保管しているか？
- 4 加算算定の根拠となる資料を、組織内で複数の目で、最終的には施設長まで確認(複数人でチェック)し、要件を満たしたうえで算定しているか？
- 5 定員超過利用・人員基準欠如の場合、算定できない加算があります。

⑥ 介護報酬

経口維持加算

厚生省告示第21号

ヌ 経口維持加算（抜粋）

（１）経口維持加算（Ⅰ）

（２）経口維持加算（Ⅱ）

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注 8 又は経口移行加算を算定している場合又は算定しない。

注 2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

老企第40号

第 2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表

5 介護福祉施設サービス

（30）経口維持加算（Ⅰ）については、次に掲げるイからハまでの通り、実施するものとする。

①イからハ 略

②経口維持加算（Ⅱ）における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師（指定介護老人福祉施設基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定する医師を除く。）歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか 1 名以上が加わるることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。

③経口維持加算（Ⅰ）及び経口維持加算（Ⅱ）の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているが、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。

④管理体制とは、食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師と緊密な連携等が迅速に行われる体制とすること。

⑤なお、当該加算に係る計画の作成に当たっては別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」参照。

⑥ 介護報酬

経口維持加算

大臣基準告示・六十七 厚生労働大臣が定める基準(平27告95)

67 経口維持加算の基準

- イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- ロ 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。
- ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。
- ニ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。
- ホ ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。

【チェックポイント】

□ 経口維持加算の算定にあたり、全ての要件を満たしたうえで算定しているか？

⑥ 介護報酬

<算定要件根拠>

◆「厚生省告示第21号」(**報酬告示**)＝指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(平成12年2月10日厚生省告示第21号)

◆「老企第40号」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月8日老企第40号)

⑥ 介護報酬

<算定要件根拠>

- ◆「告示第94号(利用者等告示)」＝厚生労働大臣に定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
- ◆「告示第95号(大臣基準告示)」＝厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
- ◆「告示第96号(施設基準)」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
- ◆厚生労働省ホームページ「介護サービス関係Q&A」、「事務連絡」ほか

⑥介護報酬

＜令和6年4月から施行された 新規加算＞

- (1) 退所時栄養情報連携加算
- (2) 協力医療機関連携加算 (※別記)
- (3) 特別通院送迎加算
- (4) 認知症チームケア推進加算
- (5) 高齢者施設等感染対策向上加算
- (6) 新興感染症等施設療養費
- (7) 生産性向上推進体制加算 (※別記)
- (8) 介護職員等処遇改善加算(6月から施行)

⑥介護報酬

<新規加算>

(2)協力医療機関連携加算

<加算算定の要件>

○協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を開催（概ね月1回）し、概要を記録していること。

(1)当該協力医療機関が、要件(※)を満たしている場合 経過措置中 100単位（令和7年4月以降50単位）

(2) (1)以外の場合 5単位

※協力医療機関の要件

- ①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ②当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- ③入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

⑥介護報酬

<新規加算>

(7)生産性向上推進体制加算

<加算算定の要件>

○入所者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。

○加算(Ⅰ):(1)定期的(3月に1回以上)に委員会を開催すること(検討・確認内容:利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、介護機器の定期的な点検、職員に対する研修)。

(2)業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減の実績があること。(3)介護機器を複数種類活用。

(4)委員会で(2)の内容を検討、必要な取り組み、実施及び確認。(5)年度ごとに(1)(3)(4)の実績を国に報告。

○加算(Ⅱ):(1)加算(Ⅰ)の(1)に適合。(2)介護機器を活用。(3)年度ごとに実績を国に報告。

○生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位 同時算定不可

※「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の掲示について」参照

⑥ 介護報酬

＜減 算＞ （減算する割合・減算する単位数）

- (1) 定員超過利用による減算（やむ得ない措置等による定員の超過）
(所定単位数の30/100)
- (2) 看護・介護職員の人員基準欠如による減算 (所定単位数の30/100) (※別記)
- (3) 看護・介護職員以外の人員（介護支援専門員）基準欠如（未配置）による減算
(所定単位数の30/100) (※別記)
- (4) 夜勤体制による減算 (所定単位数の3/100)
- (5) ユニットにおける職員に係る減算 (所定単位数の3/100)
- (6) 身体拘束廃止未実施減算 (所定単位数の10/100) (※別記)
- (7) 安全管理体制未実施減算 (5単位/日) (※④事故発生防止対策 参照)
- (8) (新規) 高齢者虐待防止措置未実施減算 (所定単位数の1/100) (※別記)
- (9) (新規) 業務継続計画未策定減算 (所定単位数の3/100)
- (10) 栄養管理に係る減算 (14単位/日)

⑥ 介護報酬

<減 算>

人員基準欠如減算

(2) 看護・介護職員の人員基準欠如による減算

- ・ 前年度の平均値を用いて、看護及び介護職員の**常勤換算の配置が、3:1 以上の人員基準を満たしていない**場合

(3) 介護支援専門員の人員基準欠如(未配置)による減算

- ・ 介護支援専門員を**配置していない**場合

<減算対象>

- ・ **入所者全員**

<減算割合>

- ・ 所定単位数の**30/100**を基本報酬から**減算**する

⑥ 介護報酬

<減 算>

<減算期間>

- ・ 人員基準上必要な員数から1割を超えて減少 ⇒ 翌月から減算
- ・ 人員基準上必要な員数から1割の範囲内の減少 ⇒ 翌々月から減算
⇒ 人員欠如が解消した月までの間

◎ 重要な注意事項！！

- ・ 人員基準欠如の月において、
「人員基準欠如に該当していないこと」を算定要件としている加算は、
⇒ 人員基準欠如の月について、加算を算定しないこと。
又は、返還すること。

⑥ 介護報酬

<減 算>

(6) 身体拘束廃止未実施減算

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき所定単位数の**10/100**に相当する単位数を所定単位数から減算する。(厚告第21号別表1イ・ロ注4)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項又は第42条7項の記録(指定介護老人福祉施設基準第11条第4項又は第42条第6項)に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び指定介護老人福祉施設基準第11条第6項又は第42条第8項に規定する措置を講じていない場合に、**入所者全員**について所定単位数から減算することとなる。具体的には、「**記録を行っていない**」、又は「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**①委員会**を3月に1回以上**開催していない**、かつ身体的拘束等の適正化のための**②指針を整備していない**、かつ身体的拘束等の適正化のための**③定期的な研修を実施していない**」事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について**入所者全員について所定単位数から減算**する。(老企第40号第2の5(5))

⑥ 介護報酬

<減 算>

(8) (新規)高齡者虐待防止措置未実施減算

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齡者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。(厚告第21号別表1イ・ロ注6)

高齡者虐待防止措置未実施減算については、施設において高齡者虐待が発生した場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第35条の2(指定介護老人福祉施設基準第49条において準用している場合も含む。)に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、虐待の防止のための対策を検討する①委員会を定期的に開催していない、虐待の防止のための②指針を整備していない、虐待の防止のための③研修を年2回以上実施していない又はこれらを適切に実施するための④担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。(老企第40号第2の5(6))

⑥ 介護報酬

<減 算>

(8) (新規) 高齢者虐待防止措置未実施減算

○減算の要件： 以下、1. 2. 3. 4. のいずれか一つでも未実施の場合 ⇒ 減算

1. 委員会未開催の場合 ⇒ 減算

2. 指針未整備の場合 ⇒ 減算

3. 研修未実施の場合 ⇒ 減算

4. 担当者未設置の場合 ⇒ 減算

○減算対象： 入所者全員

○減算割合： 所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

○減算期間： 事実が生じた月(※)の翌月から改善が認められた月までの間

○減算の手続き： 速やかに改善計画を、都(運営所管)へ提出する。

事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況(改善報告)を、
都へ提出する。

※東京都では、「事実が生じた月」を、「実地検査結果通知 発出日の月」としている。

<お知らせ>

- 東京都では、実地による指導検査を行うにあたり、令和5年4月から、**指導検査システム**を導入しています。
- 東京都から発出する**実施通知**、**検査結果通知**、**関係書類**及び検査当日の**指導事項票**は、指導検査システムにより**通知・発出（アップロード）**しています。
- 施設・法人の皆様から提出いただく**事前提出資料**及び**改善状況報告書等**、全ての書類を対象に、指導検査システムにより**提出（アップロード）**していただいています。

施設の職員の皆様におかれては、日頃より、入所(居)者の安全・安心・快適な生活のために御尽力いただき、ありがとうございます。

ご視聴ありがとうございました。